

## C型肝炎対策の推進に関する意見書

今、国内にはC型肝炎に感染した人が多数にのぼっていると言われるが、その実態は定かではない。C型肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多く、気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行する可能性があるため、早急な対応が課題となっている。

こうした中、国はC型肝炎検査を行う体制の整備を図るなど、総合的な対策に取り組んでいるが、検診率は低迷している。本市においては、受診者は年々増加しているものの、5000人台にとどまっているのが現状である。このため、国においては検診率向上等を目指すとともに、安心して診療等を受けられる体制を整備することが必要である。

また、感染の一因とされる血液製剤フィブリノゲンについて、厚生労働省は1988年以前に納入した全国の医療機関のリストを公表したが、使用追跡調査などをして、早期に問題解決を図る必要がある。

よって、国においては、C型肝炎対策の一層の推進を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 検診率を高めるための措置を講ずること。
- 2 医療機関における血液製剤の使用追跡調査により感染実態を究明し、責任の所在を明確にするとともに、感染者の早期治療を促すこと。
- 3 診療等に係る費用の自己負担の軽減措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

浜松市議会議長 寺田昌弘

内閣総理大臣様	厚生労働大臣様
内閣官房長官様	衆議院議長様
財務大臣様	参議院議長様